

平成22年 No.23

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

教育組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 3 月 24 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程の一部を改正する規程
を次のように制定する。

平成22年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第15号

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程の一部を改正する
規程

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程（平成20年規程第21号
）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部に置く課程の教育目的に関する規程の一部改正について

制定理由：教育組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行						
〔省略〕 （規程の改廃） <u>第4条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> 別表 各課程の教育目的 ○ 平成22年度以降の入学者対象 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th><th>教育目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初等教育教員養成課程（A類）</td><td>初等教育教員養成課程は、<u>幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、幼児教育の専門的知識・技能を、小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理、国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育）においては、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの選修の専門的知識・技能及び小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園又は小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。</u></td></tr> <tr> <td>中等教育教員養成課程（B類）</td><td>中等教育教員養成課程は、<u>中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道）教科に対応する中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得</u></td></tr> </tbody> </table>	課程	教育目的	初等教育教員養成課程（A類）	初等教育教員養成課程は、 <u>幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、幼児教育の専門的知識・技能を、小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理、国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育）においては、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの選修の専門的知識・技能及び小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園又は小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。</u>	中等教育教員養成課程（B類）	中等教育教員養成課程は、 <u>中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道）教科に対応する中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得</u>	（趣旨） 第1条 この規程は，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2の規定に基づき，東京学芸大学（以下「本学」という。）における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的（以下「教育目的」という。）について，必要な事項を定めるものとする。 （教育目的） 第2条 教育目的は，教育学部に置く課程ごとに定める。 2 教育学部に置く各課程の教育目的は，別表のとおりとする。 （公表等） 第3条 教育目的は，本学のホームページにおいて公表する。 2 教育目的を変更した場合は，速やかに公表内容を変更する。
課程	教育目的						
初等教育教員養成課程（A類）	初等教育教員養成課程は、 <u>幼児教育と小学校教育を担う教員を養成することを目的とし、幼児教育選修においては、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、幼児教育の専門的知識・技能を、小学校教育の各選修（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、学校教育、学校心理、国際教育、日本語教育、情報教育、ものづくり教育）においては、小学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの選修の専門的知識・技能及び小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得させるとともに、幼稚園又は小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。</u>						
中等教育教員養成課程（B類）	中等教育教員養成課程は、 <u>中等教育を担う教員を養成することを目的とし、各専攻（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語、書道）教科に対応する中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得</u>						

	を卒業要件とし、中等教育で求められる各教科等の専門的知識・技能を習得させるとともに、中学校・高等学校・中等教育学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
<u>特別支援教育教員養成課程（C類）</u>	特別支援教育教員養成課程は、特別支援教育を担う教員を養成することを目的とし、「聴覚障害教育」「言語障害教育」「発達障害教育」「学習障害教育」の4専攻において、小学校又は中学校教諭一種免許状のいずれか一種類と特別支援学校教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、それぞれの分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、特別支援教育における諸課題に対応できる実践的指導力を育成するための教育を行う。
<u>養護教育教員養成課程（D類）</u>	養護教育教員養成課程は、養護教育を担う教員（養護教諭）を養成することを目的とし、「養護教育」専攻において、養護教諭一種免許状取得に必要な単位修得を卒業要件とし、養護教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた養護教育を実践するための能力を育成するための教育を行う。
<u>人間社会科学課程（N類）</u>	人間社会科学課程は、高度化・複雑化した現代社会における人間を幅広い学問領域を基礎にして総合的に捉え、生涯にわたる人間の成長を支援できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「生涯学習」「カウンセリング」「総合社会システム」の3専攻において、人間社会科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
<u>国際理解教育課程（K類）</u>	国際理解教育課程は、国際化社会で国際理解・国際協力・異文化間共生に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「多言語多文化」「日本研究」「アジア研究」「欧米研究」の4専攻において、国際理解教育の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。
<u>環境総合科学課程（F類）</u>	環境総合科学課程は、人間社会と環境の関係を自然・社会・文化の観点から捉え、この関係の改善に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「環境教育」「自然環境科学」「文化財科学」の3専攻において、環境総合科学の各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。

	<u>教育を行う。</u>	
<u>情報教育課程 (J類)</u>	<u>情報教育課程は、情報化社会に関する多面的理解と高度な情報技術をもって社会の情報化に貢献できる、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「情報教育」専攻において、情報教育についての専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。</u>	
<u>芸術スポーツ文化 課程 (G類)</u>	<u>芸術スポーツ文化課程は、生涯学習社会において人間の生活を充実させる芸術及びスポーツの中心的担い手とそれらを専門的立場から支援する、教育的資質を持った有為の人材を養成することを目的とし、「音楽」「美術」「書道」「表現コミュニケーション」「生涯スポーツ」の5専攻において、芸術及びスポーツの各分野の専門的知識・技能を習得させるとともに、その専門性に基づいた教育的実践能力を育成するための教育を行う。</u>	
○ <u>平成19年度から平成21年度までの入学者対象</u>		
課程	教育目的	
〔省略〕		
○ <u>平成12年度から平成18年度までの入学者対象</u>		
課程	教育目的	
〔省略〕		
<u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u>		
		○ <u>平成19年度以降の入学者対象</u>
		課程
		教育目的
		〔省略〕
		○ <u>平成12年度から平成18年度までの入学者対象</u>
		課程
		教育目的
		〔省略〕